

追補（令和4年9月）

新明細書の記載要領（医科・歯科・調剤／DPC）（令和4年4月版）

以下の通知・事務連絡により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。

- ・「令和4年度診療報酬改定関連通知等の一部訂正について」（令和4年8月31日医療課事務連絡）
- ・「後期高齢者医療制度における一部負担金の負担割合の見直しに係る費用の請求に関する診療報酬明細書等の記載について」（令和4年9月13日保医発0913第6号）
- ・「「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について」（令和4年9月28日保医発0928第1号）

※本追補は、「診療報酬請求書等の記載要領等について」の変更部分のみを掲載しています。なお、書籍のその他の部分に関連する通知・事務連絡等は当社ウェブサイト上の『診療報酬関連情報ナビ』の診療報酬関連情報データベースに随時掲載していきますのでご活用下さい。

<https://www.shaho.co.jp/publication/navi/>

<令和4年9月13日保医発0913第6号による改正>

■15頁 表の「02」の「内容」欄に「③ 後期高齢者医療特定疾病療養受療証を提示又は後期高齢者医療特定疾病療養受療証情報を提供した患者であって、特記事項「41」に該当する患者の入院外分の負担額が、高齢者医療確保法施行令第15条第6項に規定する金額以下である場合」を加える。

■47頁 下から14行目の「第5項」を「第6項」に改め、下から7行目の次に「また、特記事項「41」に該当する患者の入院外分の診療報酬明細書については、その負担額が、高齢者医療確保法施行令第15条第6項に規定する金額以下である場合であっても、「特記事項」欄に「長」と表示すること。」を加える。

<令和4年9月28日保医発0928第1号による改正>

■20頁 右段下から4～2行目の「(令和2年4月28日付保発0428第3号)（本通知が改正された場合は、改正後の通知によること。以下同じ。）」を「(令和4年4月22日付保発0422第1号)」に改める。

■23頁 右段上から7～8行目の「電子的保健医療情報活用加算」を「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」に改める。

■23頁 右段下から6～4行目の「サーベイランス強化加算又は電子的保健医療情報活用加算」を「又はサーベイランス強化加算」に改める。

■66頁 右段上から20行目の「電子的保健医療情報活用加算」を「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」に、右段上から21行目の「点数及び回数」を「点数」に改める。

■83頁 左段下から2～1行目の「電子的保健医療情報活用加算」を「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」に改める。

※「別表」の改正については、主な改正部分を示しています。項目の追加・削除等に伴い、「項番」の変更が行われていますが、その変更については、

- ・当社ウェブサイト上の『診療報酬関連情報ナビ』の診療報酬関連情報データベース
- ・厚生労働省HP（令和4年度診療報酬改定について（10月改定分））(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00041.html)

に掲載している通知（令和4年9月28日保医発0928第1号）でご確認下さい。

■別表Ⅰ 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧（医科）

○158頁 項番304の以下の項目を削除。

（検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合） 検査を実施した施設名を記載すること。	830100510	検査を実施した施設名（SARS-CoV-2核酸検出）；*****	※
--	-----------	----------------------------------	---

○159頁 項番311の以下の項目を削除。

（検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合） 検査を実施した施設名を記載すること。	830100517	検査を実施した施設名（SARS-CoV-2インフルエンザ核酸同時検出）；*****	※
--	-----------	---	---

■別表Ⅱ 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧（薬価基準）

○274頁 項番65を削除。

■別表Ⅲ 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧（検査値）

○304頁 項番1の「記載事項」欄中、「（3月に1回を超える算定の場合）」を「（前立腺癌の確定診断がつかず2回以上算定する場合）」に改める。

○305頁 項番9の「レセプト電算処理システム用コード」，「左記コードによるレセプト文言表示」欄に「880100091」，「検査実施年月日及びフィブリノゲン値（新鮮凍結人血漿）；（元号）yy”年”mm”月”dd”日” 検査値：*****」を追加。

■別表Ⅳ 診療行為名称等の略号一覧（医科）

○309頁 項番18を削除し，新たな項番18，19として以下のように追加。

18	A000	医療情報・システム基盤整備体制充実加算1を算定した場合	医シA	「初診」欄
19	A000	医療情報・システム基盤整備体制充実加算2を算定した場合：電子資格確認により患者に係る診療情報を取得等した場合	医シB	「初診」欄

○309頁 項番36を削除。

○323頁 新たな項番529～693として以下のように追加。

529	A500	看護職員処遇改善評価料1を算定した場合	看処遇1	「その他」欄
530	A500	看護職員処遇改善評価料2を算定した場合	看処遇2	「その他」欄
531	A500	看護職員処遇改善評価料3を算定した場合	看処遇3	「その他」欄
（中略）	（中略）	（中略）	（中略）	（中略）
691	A500	看護職員処遇改善評価料163を算定した場合	看処遇163	「その他」欄
692	A500	看護職員処遇改善評価料164を算定した場合	看処遇164	「その他」欄
693	A500	看護職員処遇改善評価料165を算定した場合	看処遇165	「その他」欄

※抜粋して掲載しています。全体は通知（令和4年9月28日保医発0928第1号）でご確認下さい。

■別表Ⅳ 診療行為名称等の略号一覧（歯科）

○336頁 項番3を削除し、新たな項番3, 4として以下のように追加。

3	A000	医療情報・システム基盤整備体制充実加算1を算定した場合	医シA	全体「その他」欄
4	A000	医療情報・システム基盤整備体制充実加算2を算定した場合：電子資格確認により患者に係る診療情報を取得等した場合	医シB	全体「その他」欄

○336頁 項番6を削除。

■別表Ⅳ 調剤行為名称等の略号一覧

○344頁 令和4年7月6日に掲載した追補による訂正後の項番64, 65を削除。

(参考)

64	区分番号10の2	調剤管理料の電子的保健医療情報活用加算を算定した場合	電情	「薬学管理料」欄
65	区分番号10の2	調剤管理料の電子的保健医療情報活用加算を算定した場合：薬剤情報等の取得が困難な場合	電情困	「薬学管理料」欄

○346頁 令和4年7月6日に掲載した追補による訂正後の新たな項番143, 144として以下のように追加。

143	区分番号10の2	調剤管理料の医療情報・システム基盤整備体制充実加算1を算定した場合	医シA	「薬学管理料」欄
144	区分番号10の2	調剤管理料の医療情報・システム基盤整備体制充実加算2を算定した場合：電子資格確認により患者に係る薬剤情報を取得等した場合	医シB	「薬学管理料」欄

<令和4年8月31日医療課事務連絡による訂正>

■別表Ⅰ 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧（医科）

○125頁 項番149の「左記コードによるレセプト表示文言」欄中「妊婦」を「妊娠中」に訂正。

○142頁 項番222の「記載事項」欄と「左記コードによるレセプト表示文言」欄中「1月に行われた」を「1月の」に訂正。

■別表Ⅲ 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧（検査値）

○304頁 項番2の「区分等」欄の「D007の26」を「D007の25」に訂正。

○308頁 項番29の「項番」欄を「32」に訂正。